

○国土交通省令第四十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第八項及び第八十七条の三第八項の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月二十七日

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改正後		改正前	
(確認申請書の様式)					
第一条の三 (略)					
一、四 (略)					
一 (略)					
二					
(六十三)	法第八十七条の三の規定が適用される建築物	法第八十七条の三第六項又は第七項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	法第八十七条の三第六項又は第七項の許可の内容に関する事項	(イ)	(ウ)
(六十二)	(略)	(略)	(略)	(イ)	(ウ)
(五十五)	(略)	(略)	(略)	(イ)	(ウ)
(五十四)	法第八十五条の規定が適用される建築物	法第八十五条第六項又は第七項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	仮設建築物の許可の内容に関する事項	(イ)	(ウ)
(五十三)	(略)	(略)	(略)	(イ)	(ウ)
(一)	(略)	(略)	(略)	(イ)	(ウ)

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

(六十四) (略)  
(九十二)

三〇五 (略)

2〇11 (略)

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第十條の四 法第四十三條第二項第二号、法第四十四條第一項第二号若しくは第四号、法第四十七條ただし書、法第四十八條第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書若しくは第十四項ただし書(法第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十一條ただし書(法第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十二條第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三條第四項、第五項若しくは第六項第三号、法第五十三條の二第一項第三号若しくは第四号(法第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。)、法第五十五條第三項各号、法第五十六條の二第一項ただし書、法第五十七條の四第一項ただし書、法第五十九條第一項第三号若しくは第四項、法第五十九條の二第一項、法第六十條の二第一項第三号、法第六十條の二の二第一項第二号若しくは第三項ただし書、法第六十條の三第一項第三号若しくは第二項ただし書、法第六十七條第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八條第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八條の三第四項、法第六十八條の五の三第二項、法第六十八條の七第五項、法第八十五條第三項、第六項若しくは第七項又は法第八十七條の三第三項、第六項若しくは第七項の規定(以下この条において「許可関係規定」という。))による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式(法第八十五條第三項、第六項若しくは第七項又は法第八十七條の三第三項、第六項若しくは第七項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式)による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2〇15 (略)

(公益上特に必要な用途)

第十條の十五の八 法第八十五條第八項及び第八十七條の三第八項の国土交通省令で定める用途は、次の各号に掲げる用途とする。

- 一 官公署
- 二 病院又は診療所
- 三 学校
- 四 児童福祉施設等(令第十九條第一項に規定する児童福祉施設等をいう。)
- 五 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)に基づき地方公共団体が被災者に供与する応急仮設住宅
- 六 前各号に掲げるもののほか、被災者の日常生活上の必要性の程度においてこれらに類する用途

(六十四) (略)  
(九十二)

三〇五 (略)

2〇11 (略)

(許可申請書及び許可通知書の様式)

第十條の四 法第四十三條第二項第二号、法第四十四條第一項第二号若しくは第四号、法第四十七條ただし書、法第四十八條第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書若しくは第十四項ただし書(法第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十一條ただし書(法第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十二條第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三條第四項、第五項若しくは第六項第三号、法第五十三條の二第一項第三号若しくは第四号(法第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。)、法第五十五條第三項各号、法第五十六條の二第一項ただし書、法第五十七條の四第一項ただし書、法第五十九條第一項第三号若しくは第四項、法第五十九條の二第一項、法第六十條の二第一項第三号、法第六十條の二の二第一項第二号若しくは第三項ただし書、法第六十條の三第一項第三号若しくは第二項ただし書、法第六十七條第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八條第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八條の三第四項、法第六十八條の五の三第二項、法第六十八條の七第五項、法第八十五條第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七條の三第三項、第五項若しくは第六項の規定(以下この条において「許可関係規定」という。))による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式(法第八十五條第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七條の三第三項、第五項若しくは第六項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式)による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2〇15 (略)

(新設)

<p>第四十四号様式 (第十条の四関係) (A4) (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. 各面共通関係 (略)</p> <p>2. 第一面関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 2欄は、建築基準法第87条の3第3項、第6項又は第7項の申請を行う場合においては、用途変更に係る工事の設計者について記入してください。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 建築基準法第85条第6項又は第7項の申請を行う場合においては、6欄の該当するチェックボックスに「し」マークを入れてください。</p> <p>⑥・⑦ (略)</p> <p>第四十五号様式 (第十条の四関係) (A4) (略)</p> <p>記</p> <p>(建築基準法第85条第3項、第6項若しくは第7項若しくは同法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の規定により特定行政庁が定める期間、同法第92条の2の規定により許可に付す条件又は建築基準法施行令第130条の2の3第2項の規定により特定行政庁が定める規模)</p> <p>(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。</p>	<p>第四十四号様式 (第十条の四関係) (A4) (略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. 各面共通関係 (略)</p> <p>2. 第一面関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 2欄は、建築基準法第87条の3第3項、第5項又は第6項の申請を行う場合においては、用途変更に係る工事の設計者について記入してください。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 建築基準法第85条第5項又は第6項の申請を行う場合においては、6欄の該当するチェックボックスに「し」マークを入れてください。</p> <p>⑥・⑦ (略)</p> <p>第四十五号様式 (第十条の四関係) (A4) (略)</p> <p>記</p> <p>(建築基準法第85条第3項、第5項若しくは第6項若しくは同法第87条の3第3項、第5項若しくは第6項の規定により特定行政庁が定める期間、同法第92条の2の規定により許可に付す条件又は建築基準法施行令第130条の2の3第2項の規定により特定行政庁が定める規模)</p> <p>(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和四年五月三十一日)から施行する。(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第三条 法第八十五条第八項及び第八十七条の三第八項の国土交通省令で定める用途は、この省令による改正後の建築基準法施行規則第十条の十五の八各号に掲げるもののほか、当分の間、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第四十四号)附則第十三条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百一十二号)第四条第九項の認定(同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。)を受けた復興推進計画に定められた応急仮設建築物活用事業に係る応急仮設建築物の用途とする。

告

示

○厚生労働省告示第百八十七号

労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)第五十四条の規定に基づき、労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件(昭和三十五年労働省告示第十号)の一部を次のように改正する。

令和四年五月二十七日

厚生労働大臣 後藤 茂之